

町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

この内容を町民の皆さんにご理解いただくため、別海町職員の給与と職員数の状況についてお知らせします。

職員数

別海町の職員数の状況は表1のとおりです。職員数は平成13年の525人をピークに、平成31年は446人で79人減少となっていますが、平成26年以降は若干の増加傾向にあります。これは看護師などの医療技術職や認定こども園の保育士、幼稚園教諭の増加によるものです。

今後5年間で49人の定年退職者が見込まれますが、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。

町職員の定数は、条例で上限が定められており表2のとおりです。

表1 部門別職員数の状況（各年4月1日現在 単位：人）

部門	区分	職 員 数 (人)					
		H26	H27	H28	H29	H30	H31
福祉関係を除く	議 会	3	3	3	3	3	3
	総 務	54	54	55	54	54	56
	税 務	10	10	10	10	10	10
	農 水	30	28	32	33	33	31
	商 工	8	8	7	7	7	7
	土 木	29	28	30	29	29	30
	小 計	134	131	137	136	136	137
福祉関係	民 生	56	57	59	61	63	64
	衛 生	23	23	22	21	21	21
	小 計	79	80	81	82	84	85
一般行政計		213	211	218	218	220	222
特別行政	教 育	52	51	53	58	59	60
公営企業等	病 院	89	95	95	93	95	96
	水 道	8	9	9	8	7	7
	下水道	4	4	4	4	4	4
	その他	58	60	56	56	59	57
	小 計	159	168	164	161	165	164
総 合 計		424	430	435	437	444	446

※特別職と教育長は除きます。

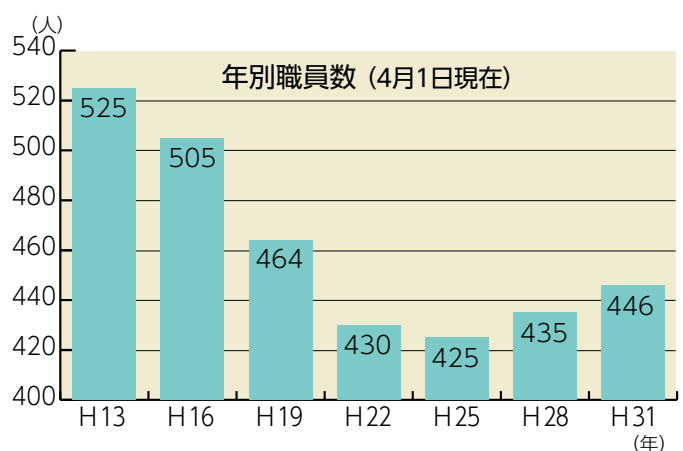


表2 職員定数の状況（単位：人）

所 属 区 分	平成7年 4月1日 施行	平成10年 1月1日 施行	平成19年 4月1日 施行
町 長 の 事 務 部 局	428	439	397
議 会 の 事 務 局	3	3	3
選挙管理委員会の事務局	2	2	2
監 査 委 員 の 事 務 局	2	2	2
教育委員会の事務局	77	69	60
農 業 委 員 会 の 事 務 局	10	10	9
公 営 企 業 関 係	20	17	12
合 計	542	542	485

※最終改正は平成19年施行です。

※特別職と教育長は除きます。

職員の人件費

平成30年度の人件費は表3のとおりです。一般会計で平成25年度2,241,546千円に対し、平成30年度2,329,268千円と87,722千円増加しています。主な要因としては、給与改定、技師や保育士などの技術職員の増加などがあります。

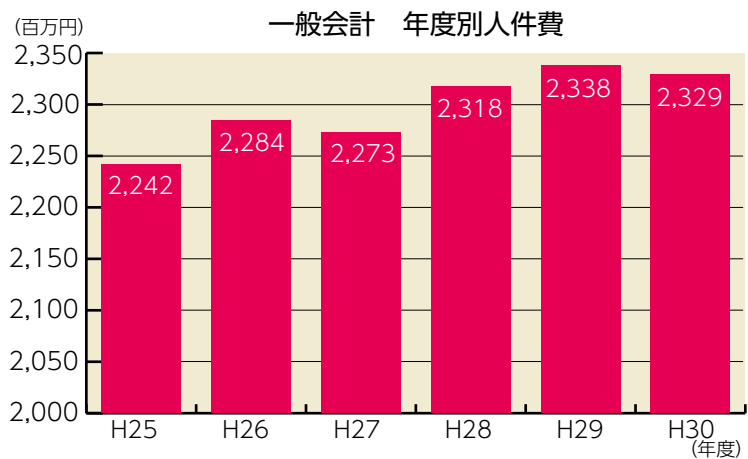


表3 人件費の状況（平成30年度決算統計）

区 分		歳出(千円)<A>	人件費(千円)	人件費率(%)<B/A>
一 般 会 計		18,287,562	2,329,268	12.7
他 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	2,629,389	26,023	1.0
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	748,869	15,204	2.0
	介 護 サービス事業特別会計	427,832	268,848	62.8
	介 護 保 険 特 別 会 計	1,167,668	97,708	8.4
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	183,567	16,249	8.9
	病 院 事 業 会 計	2,532,773	1,173,563	46.3
	水 道 事 業 会 計	1,330,675	42,221	3.2
合 計		27,308,335	3,969,084	14.5

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料および報酬を含みます。

職員の給与

職員の給料は民間でいう基本給に相当するもので、別海町では職種により5つの給料表に区分しており、毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与に当たる期末勤勉手当を合わせたものを給与といいます。令和元年度予算の状況は表4、給料表区分ごとの状況は表5のとおりです。

また、給料表ごとに職務の内容で級を定めており一般行政職の級別職員数の状況は表6、一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額は表7のとおりです。

表4 職員給与費の予算状況（令和元年度当初予算）

区 分	職員数 (人) A	給 与 費 (千円)				一人当たり 給与費(千円) <B/A>
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
一 般 会 計	301	1,049,000	191,090	410,500	1,650,590	5,484
下水道事業特別会計	4	10,245	2,071	3,774	16,090	4,023
介護サービス事業特別会計	40	149,892	20,673	57,877	228,442	5,711
病院事業会計	94	430,052	181,180	114,650	725,882	7,722
水道事業会計	7	23,408	5,793	9,251	38,452	5,493
合 計	446	1,662,597	400,807	596,052	2,659,456	5,963

※国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計の給与費は一般会計に含まれます。

※職員手当には退職手当を含みません。

表5 職員の平均給料月額、平均給与月額の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	一般行政職	公務補等の 技能労務職	保健師・看護師 等の医療職	薬剤師等の 医療技術職	医 師
平均給料月額	290,500円	303,600円	306,100円	300,800円	1,266,700円
平均給与月額	356,267円	330,300円	379,552円	365,200円	2,502,267円
平均年齢	38歳8カ月	55歳3カ月	40歳9カ月	40歳9カ月	55歳8カ月

表6 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成31年4月1日現在)

職務 の級	職 務 の 名 称	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	主事、技師、保育士、教諭、介護員、介護支援専門員、社会福祉士、臨床心理士（以下「主事等」という）	51	23.5
2級	主事等	34	15.7
3級	1 主査 2 主任、主任保育士、主任教諭、主任介護員、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任臨床心理士（以下「主任等」という） 3 主事等	46	21.2
4級	1 主幹、支所次長、園長、副館長（以下「主幹等」という） 2 主査 3 主任等	35	16.1
5級	1 部次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長（以下「部次長等」という） 2 課長、支所長、老人保健施設すこやか事務長、出納室長、館長 3 主幹等	38	17.5
6級	1 部長、病院事務長、会計管理者、議会事務局長 2 部次長等 3 指導参事	13	6.0

表7 一般行政職の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

(各年4月1日現在)

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
平成31年	大 卒	180,700 円	263,087 円	312,350 円	362,171 円
	高 卒	148,600 円	221,086 円	264,540 円	312,878 円
平成30年	大 卒	179,200 円	263,173 円	309,486 円	361,955 円
	高 卒	147,100 円	220,250 円	268,633 円	314,744 円

特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表8のとおりです。

町長、副町長、教育長の報酬月額は、平成19年7月1日から、5%から10%の削減をしていましたが、平成29年3月31日をもって削減を終了しています。

表8 特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	給料月額(円)	期 末 手 当	区 分	報酬月額(円)	期 末 手 当
町 長	847,000	4.35月分 〔6月期 1.90月分〕 〔12月期 2.45月分〕	議 長	306,000	4.35月分 〔6月期 1.25月分〕 〔12月期 3.10月分〕
副町長	679,000		副議長	246,000	
教育長	611,000		常任委員長	234,000	
			議 員	222,000	

職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表9のとおりです。

表9 職員手当の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	内 容		金額等(円)	区 分	内 容		金額等(円)	
扶 養 手 当	配偶者		6,500	広 域 異 動 手 当	実務研修のため国または北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給			
	配偶者 以外	扶養親族である子	10,000		300km以上 100分の10			
		扶養親族である父母等	6,500			60km以上300km未満 100分の5		
	16歳から22歳までの子の加算 (特定扶養)		5,000					
住 居 手 当	持 家		10,000	期 末 ・ 勤 勉 手 当	6 月 期	2.225月分 (期末1.300月分、 勤勉0.925月分)		
	借 家	家賃が12,000円を超える借家等の場合、家賃の額に応じて支給	限度額 27,000		12月期	2.225月分 (期末1.300月分、 勤勉0.925月分)		
通 勤 手 当	通 勤 片 道 距 離 (自動車等)	2 km以上から 5 km未満	2,000		職務上の段階、職務の級等により加算措置 (5～15%)			
		5 km以上から10km未満	4,200					
		10km以上から15km未満	7,100					
		15km以上から20km未満	10,000					
		20km以上から25km未満	12,900					
		25km以上	15,800					
管 理 職 手 当	医師職	給料の100分の18		寒 冷 地 手 当	世帯主	扶養親族のある職員	26,380	
	部長職		60,000			その他の世帯主である職員	14,580	
	次長職		50,000		その他の職員		10,340	
	課長職		46,000	退 職 手 当	退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出			
	主幹職		37,000		勤続年数	自己都合	勧奨・定年	
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給		10年		5.022月分	8.37月分		
			20年		19.6695月分	24.586875月分		
			25年		28.0395月分	33.27075月分		
			35年		39.7575月分	47.709月分		
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給		最高限度	47.709月分	47.709月分			

ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すもので、別海町の状況は表10のとおりです。

類似団体平均とは、別海町と人口規模、産業構造が類似している地方公共団体のラスパイレス指数を単純平均したものをいいます。

表10 ラスパイレス指数の状況

(平成30年4月1日現在)

	ラスパイレス指数
別 海 町	97.3
類 似 団 体 平 均	95.6
全 国 町 村 平 均	96.4

問合せ／総務課人事厚生担当（内線2114・2115）